（ワクチン（シードロット製剤）の部）						
牛コロナウイルス感染症（アジュバント加不活化ワクチン（シード）	409,500	23,800	13	10	2	2
牛疫生ワクチン（シード）	0	70,100	2	2		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）				

（ワクチン（シードロット製剤）の部）						
牛コロナウイルス感染症（アジュバント加不活化ワクチン（シード）	409,500	23,800	13	10	2	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2	
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）	313,100	23,800	26			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第四百七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月八日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から（100）までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から（99）までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
（1）～（98）　（略）	（1）～（98）　（略）
（99）　猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）	（新設）
（100）～（148）　（略）	（99）～（147）　（略）